○中部地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十八日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間
三百二号	名古屋市天白区梅が丘五丁目一〇〇四番から同市天白区平針一丁目一一三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）
〃	名古屋市天白区平針五丁目一二一番から同市天白区平針五丁目一二〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）
〃	名古屋市天白区平針五丁目八〇六番二から同市天白区平針五丁目九一五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月二十八日

○近畿地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十八日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号、百七十五号及び百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市字堀小字法川一八八二番一から同市南岡町五番三地先まで	前	四三・二〇～八五・〇〇メートル	〇・五七五キロメートル
	後	三三・〇〇～五七・二〇メートル	〇・五七五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年六月二十八日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　17

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　建築検査機構株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	鎌田　裕雄
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十二年六月十一日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	鎌田　裕雄
変更後	義村　賢治

(2)　変更年月日　平成二十二年六月十一日

○中国地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十八日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間
二号	広島市南区出島一丁目八番三から同市南区出島一丁目一〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月二十八日

○四国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十八日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県高岡郡四万十町金上野字岡ハナ六〇五番一から高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字南山二四〇一番一まで	前	A　一一・〇〇～九三・〇〇メートル	八・六一五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　A　一一・〇〇～一〇・一〇〇～二〇六・〇〇	八・六一五二・五八〇	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○北海道開発局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十八日　北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　木古内都市計画道路事業三・四・五号駅前通

三　事業施行期間　自平成二十二年六月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道上磯郡木古内町字本町地内

使用の部分　なし